

---

**プロジェクト 企業会計基準等の年次改善プロジェクト****項目 第 527 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

**本資料の目的**

1. 本資料では、第 527 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 5 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

**年次改善プロジェクトの進め方について**

2. 全体として大きな懸念はないと考えており、各項目に係る改正又は修正の区分並びに改正の適用時期及び経過措置に関する事務局の提案に賛成する。

**個別の企業会計基準等の変更について****(実務対応報告第 10 号における商法の参照箇所への対応)**

3. 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 10 号」という。）の適用範囲を現行の会社法における種類株式全体とするという方向性及び遡及適用しないとする経過措置に賛成する。
4. 発行する全部の株式の内容として譲渡制限、取得請求権及び取得条項を定める場合、会社法第 108 条の種類株式の発行ではなく、会社法第 107 条の定めにより定款に定めることが多いと思われる。今回の事務局提案では、会社法第 108 条の譲渡制限株式等の種類株式を適用範囲とする提案をしているが、会社法第 107 条の定めにより全部の株式の内容として譲渡制限、取得請求権又は取得条項を定める株式についても実務対応報告第 10 号の適用対象となるのか確認いただきたい。

**(会計制度委員会報告第 1 号の廃止に伴う変更)**

5. 廃止された会計制度委員会報告第 1 号「セグメント情報の開示に関する会計手法」の内容を書き下すことにより、準ずる方法として記載されていた直課できない営業費用のセグメントへの配賦方法をそのまま企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に記載する提案となっているが、資産又は資産グループへの配賦方法として述べていることが理解できるように

修正する、又は準ずる方法としての記載を残すことを検討することが良いと考える。

以 上